



ONE for ONE TIMES Free ¥0-0

発行：一人一票実現国民会議サポーター <http://www.ippy.org> Sunday, Dec. 6, 2015 extra



最高裁3回連続の「違憲状態」判決

▲ 判決期日に集合したサポーターのみなさん、0.6票くん、しんさ君、2倍シカさんら 判決言渡し後、会見を行う代理人弁護士ら ▲

2014年衆院選 最高裁で違憲状態判決

一人一票裁判(2014年衆院(小選挙区))の判決が、11月25日、最高裁大法廷で言い渡され、最高裁は違憲状態と判断した。前回一人一票・違憲無効と判断された山本裁判官を除く14名の裁判官で審理され、人口比例選挙(1人1票)を認めたのは、鬼丸、千葉裁判官の2人だった。

個別意見での大前進 各裁判官の意見を見よう。

大橋、木内裁判官:違憲・無効の意見であった。但し、両名とも、一人一票説ではない。

鬼丸裁判官:「一人一票は憲法の保障である」と明言して、違憲・違法の意見であった。

千葉裁判官:「一人一票の保障」を明言したうえで、違憲状態の意見であった。

山本裁判官:「0増5減」法成立時、法制局長官であったことから今回の審理には参加されなかったが、「一人一票・違憲無効」の意見である。

全15名の最高裁裁判官のうち、上記5名は評価に値するといえる。

2006~2012年の6年間、全15名の最高裁裁判官のうちこのような意見の裁判官は零であった。しかし、

現在5名いる。歴史的な大前進である。世論が、全15名のうち、0名から5名に変えた。

世論が動けば、最高裁は動く 世論が無ければ、最高裁は動かない

選挙無効裁判は、1962年、故越山弁護士が日本ではじめて、提訴された。故越山先生の偉業があったからこそ、日本国民は、一人一票の実現可能性を現在持っている。

1962~1995年の33年間、憲法が一人一票を保障しているという意見の裁判官は0名だった。

1995~2005年の10年間、福田博裁判官・1名のみが、一人一票の意見であった。

2006~2012年の6年間、一人一票の意見の裁判官は0(零)。

2013~2015年で、一人一票の意見の裁判官は、3名。違憲無効の意見の裁判官が、2名。

2009年、私達が立ち上がった。最高裁は、1億人強の国民のうちのほんの一部(5万人前後)が一人一票裁判に注目していると感じた。5万人の一人一票裁判への注目程度では、まだまだ、世論とは言えないが、最高裁は、現に、動いた。

来夏憲法改正 国民主権を守るためにできること

2015/11/28 朝日新聞オピニオン欄「一票の不平等」で、竹内行夫・元最高裁裁判官が言う。

<http://www.asahi.com/sp/articles/DA3S12090161.html> 「重大な憲法解釈の変更を行ったのが、「違憲状態」とされた選挙の結果成立した政権だったことに、ブラックジョークのような感じがするのは私だけでしょうか。」

自民党新憲法案 47条は、『選挙区は、人口比例を基本とし、行政区画、地勢等考慮して、法律で定める』旨定め、人口比例選挙を真正面から否定している。新憲法は根底から、国民主権を否定している。したがって、新憲法になると、一人一票訴訟の提訴は不可能である。

また、新憲法案 98条、99条の「緊急事態」条項は、言論の自由を脅かす条項である。

2016年7月の参院選までの8か月、日本国民は、現状を維持できる。しかし、現状のまま、世論が大きく広がらなければ、日本の国民主権(言論の自由等を含む)は、8か月の命の可能性が十分ある。

この危機感を共有し、世論を作るために、SNSや口コミで情報を広めたい。

サポーターの声



当然のこのように、1人の1票価値が平等でない状況下で選挙が行われていたことに、強い怒りを覚えます。今回、裁判で争われている衆議院議員選挙が、私にとって初めての国政選挙の投票であっただけに、これを契機として、一人一票の価値実現に尽力したいです。(埼玉県 20代 男性)

違憲と認めながら、選挙は有効とする理屈はやはり腑に落ちません。

違憲で正当性の無い選挙で選ばれたにすぎない人達に、国民生活に直結する立法権を認めるから、民意を無視した憲法破壊が進められてしまうのだと思います。(埼玉県 30代 女性)



寄付のお願い

上段左から2列目中央の写真★の方は、10月の意見広告を見られて、今回ミニパレードに初めて参加していただきました。インターネットにアクセスのできない方々への情報伝達手段は、活字に頼るしかありません。より頻繁に意見広告が掲載できるよう、寄付をお願いします。この運動の鍵は、情報をいかに拡めるかにかかっています。寄付には以下の方法がございます。

＜1＞銀行からのお振り込み		
みずほ銀行 渋谷中央支店(162) (普通) 1429958 名義：(特非)一人一票実現国民会議 (トクヒ ヒトリイッピョウジツゲンコクミンカイギ)	三井住友銀行 渋谷駅前支店(234) (普通) 4301426 名義：一人一票実現国民会議 (ヒトリイッピョウジツゲンコクミンカイギ)	三菱東京UFJ銀行 渋谷支店(135) (普通) 0309780 名義：一人一票実現国民会議 (ヒトリイッピョウジツゲンコクミンカイギ)

＜2＞郵便局からのお振り込み (専用の振込用紙があります。必要な方には無料でお送りします。)

＜3＞クレジットカード決済



ビザ、マスターカードがご利用いただけます。

一人一票実現国民会議ホームページからお手続きをお願いいたします。
(<http://www.ippy.org/bokin.html>)
■クレジットカード決済の場合、クレジットカード会社の手料は、寄付金から使用させていただきます。